

2024年12月17日改訂

治験依頼者・臨床研究に係る関係者各位

兵庫県立がんセンター
ゲノム医療・臨床試験センター
臨床試験管理課

「兵庫県立がんセンター業者対応要領」の改正に伴う訪問時の運用変更について

平素より当センターの臨床試験実施にあたりお力添えを賜り、ありがとうございます。
この度、業者対応要領改正に伴い、2024年8月5日以降訪問手順を変更いたしました。
モニターおよびデータ回収業務等の皆様におかれましては、内容を十分ご確認いただき、周知徹底の程よろしく願いいたします。なお、業者対応については薬剤部が管轄しているため不明点等については薬剤部に問い合わせして下さい。

記

	変更前	変更後（2024年8月5日以降）
訪問申請	<p>臨床試験管理課に直接閲覧実施連絡票等による事前申請を行っている場合は、薬剤部あての訪問申請は不要。</p> <p>臨床試験管理課への事前訪問申請がなく、薬剤部のみ訪問する場合は、あらかじめ薬剤部あてに訪問申請書をFAXにて提出</p> <p>訪問日当日薬剤部内入口のカー트에設置されている訪問者管理ファイルに必要事項を記載し、院内では準備された名札を見えるところにつけておくこと</p>	<p>臨床試験管理課に直接閲覧実施連絡票等による事前申請を行っている場合は、薬剤部あての訪問申請は不要。</p> <p>臨床試験管理課への事前訪問申請がなく、<u>契約締結前に</u>薬剤部のみ訪問する場合は、あらかじめ薬剤部あてに訪問申請を行うこと。 <u>（契約締結後は、薬剤部のみの訪問であっても薬剤部あての訪問申請は不要）</u></p> <p>訪問申請の方法</p> <p>①FAX： 薬剤部あてに訪問申請書を送付し、訪問日当日中央玄関入り口お薬窓口前のカーートの<u>ファイル</u>に必要事項を記載する。</p> <p>②Web申請（MONITARO）： ログイン - MONITARO よりアカウントを作成し手続きを行う。</p> <p>訪問時 <u>外部業者であることがわかるよう名札を持参し、院内では見えるところにつけておくこと</u></p>

以上